

1 委託業務の目的

駅前こどもの広場の遊び場（以下「遊び場」という。）における木育の普及啓発業務（以下「遊び場業務」という。）は、国で定める森林・林業基本計画（平成23年7月閣議決定）木育の推進に資するものとして、子ども達に木製玩具に触れる機会を提供し、子どもの頃から木を取り入れた生活の中で、木や森に親しみ、人と木や森とのかかわり、森林づくりの大切さを考えられる豊かな心を育むとともに、「木育」を通じて、感性豊かな子どもの育ちを支援することを目的とする。

遊び場を木育の拠点と位置付け、親子を対象として、木育関連のイベントを実施することで、木製おもちゃの正しい遊び方の指導を行うことにより子どものおもちゃを大切にする心を育む。

2 実施日時

遊び場業務は、1回あたり2名程度の木育インストラクターを配置し、予算の範囲内で年間5回程度のイベント形式により実施する。

ただし、感染症等の流行及び他事業との状況によっては、市と協議の上開催を縮小または中止するものとする。

3 委託業務の内容

（1）利用する子どもや親に対し「人と木や森とのかかわり・森林づくりの大切さ」などについて啓発すること。

（2）木育にふさわしい木製玩具・遊具を使用し、子ども達の想像力をかきたてるような木製玩具・遊具の遊び方を指導するとともに、遊びを通じて、おもちゃを大切にする心を育む取り組みを実施すること。

（3）遊び場における駅前こどもの広場が主催する木育関連イベントや講座などについて、駅前こどもの広場と十分な連携を図りながら協力して実施すること。